

平成 2 8 年度事業報告書

自 平成 2 8 年 1 月 1 日

至 平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日

平成 2 9 年 3 月

一般社団法人大学監査協会

目 次

【会務の概況】

理事会	1
総 会	2
委員会	3

【活動の概況】

会議、研修会並びに研究会議	7
刊行物	19

【研究成果】

19

【事業計画書】

19

【会員の増減】

25

【平成28年12月31日現在の会員名簿】

26

【役員名簿】

27

【委員会名簿】

28

【会務の概況】

理事会

- ・ 2月 9日 第32回理事会 於：関西大学 東京センター
 - I. 決議事項
 - 第1号 第13回総会議事次第に関する件
 - 第2号 本協会の平成27年度事業報告の承認に関する件
 - 第3号 本協会の平成27年度決算の承認に関する件
 - 第4号 理事の辞任に伴う改選に関する件
 - 第5号 大学における内部統制に関する基準並びに内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）の改正に関する件
 - 第6号 企画委員会委員長の選任に関する件
 - II. 報告事項
 - 第1号 本協会の平成28年度の活動状況について

- ・ 7月 12日 第33回理事会 於：関西大学 東京センター
 - I. 決議事項
 - 第1号 本協会の委員会規程の制定について
 - 第2号 教学監査委員会の補充委員の選任について
 - II. 協議事項
 - 第1号 大学監査のあり方研究会の提言骨子とその展開について
 - 第2号 当協会のレゾナートルとミッション・ビジョンについて
 - 第3号 監事機能から見た常勤監事の必要性和非常勤監事の役割について
 - 第4号 大学ガバナンス委員会活動報告について
 - 第5号 教学監査普及の問題点と教学監査委員会の今後の活動の方向性について
 - III. 報告事項
 - 第1号 本協会の平成28年度の活動状況並びに今後の研究会議の開催について

- ・ 10月 27日 第34回理事会 於：関西大学 東京センター
 - I. 決議事項
 - 第1号 本協会の存在意義とミッション・ビジョンについて

2. 協議事項 第1号 平成29年度事業計画案について
第2号 本協会の組織体制について
第3号 大学監査のあり方研究会の提言骨子と展開について
第4号 監事機能から見た常勤監事の必要性和非常勤監事の役割について
第5号 大学における内部監査について
第6号 教学の業務監査等について
第7号 教学監査に関する今後の活動の方向性について
第8号 大学ガバナンス委員会活動経過報告について

- III. 報告事項 第1号 本協会の平成28年度の活動状況並びに今後の研究会議の開催について

・ 11月 22日 第35回理事会 於：関西大学 東京センター

- I. 決議事項 第1号 第14回総会議事次第案について
第2号 本協会の定款の一部変更について
第3号 本協会の存在意義とミッションについて
第4号 本協会の組織体制について
第5号 本協会の事業組織運営規程の一部改正について
第6号 平成29年度事業計画案について
第7号 平成29年度予算案について
第8号 各種分科会等委員の選出について
第9号 大学法人における内部監査について

2. 報告事項 第1号 『大学監査協会ニュース 第8号』について
第2号 本協会の平成28年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催について

総会

・ 3月 7日 第13回総会 於：関西大学 東京センター

- I. 決議事項 第1号議案 平成27年度事業報告の承認に関する件

第2号議案 平成27年度決算の承認に関する件

第3号議案 理事の辞任に伴う補欠選任に関する件

II. 報告事項 第1号 本協会の平成28年度の活動状況について

III. 懇 談

講話者：佐藤信行 氏（中央大学法務研究科教授・本協会大学ガバナンス委員会委員）

テーマ：大学ガバナンスの確立と監査におけるソフトロー活用の可能性

・ 12月13日 第14回総会 於：関西大学 東京センター

I. 決議事項 第1号議案 本協会定款の一部変更の承認に関する件

第2号議案 平成29年度事業計画案の承認に関する件

第3号議案 平成29年度予算案の承認に関する件

II. 協議事項 第1号 大学法人における内部監査について

III. 報告事項 第1号 『大学監査協会ニュース 第8号』について

第2号 本協会の平成28年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催について

委員会

1. 企画委員会

・ 10月18日 第1回 於：立命館大学 東京キャンパス

協議事項 1. 平成29年度事業計画（案）について

2. 大学ガバナンス委員会

・ 1月19日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学ガバナンスのあり方について

2. 大学におけるガバナンス・コードの策定について

3. 私立学校法と関連する他の法律との比較について

4. 適切な教学執行プロセスのあり方・構築について

- 3月 2日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンスのあり方について
2. 大学におけるガバナンス・コードの策定について
3. 私立学校法と関連する他の法律との比較について
4. 適切な教学執行プロセスのあり方・構築について

- 3月28日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 残された検討課題について
2. 報告書の体系について
3. 執筆分担について

- 4月25日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 残された検討課題について
2. 報告書の体系について
3. 執筆分担について

- 5月23日 第5回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 規則集について
2. 残された検討課題について
3. 報告書の体系について

- 6月13日 第6回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 規則集について
2. 残された検討課題について
3. 報告書の体系について

- 7月 5日 第7回 於：中央大学 後楽園キャンパス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について

- 7月26日 第8回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について

- ・ 9月 5日 第9回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について

- ・ 10月 3日 第10回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について

- ・ 10月24日 第11回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）について

- ・ 11月14日 第12回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）作成について
2. 残された検討課題について

- ・ 12月 5日 第13回 於：中央大学市ヶ谷キャンパス
協議事項 1. 大学ガバナンス委員会報告書（案）作成について
2. 残された検討課題について

3. 監事監査委員会

- ・今年度は開催していない。

4. 内部統制委員会

- ・ 1月14日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について

- ・ 1月19日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について

- ・ 2月 8日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス
協議事項 1. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について

- ・ 3月14日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）」の改正について

5. 教学監査委員会

・ 3月28日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 教学監査基準の普及・推進活動について
2. 戦略的マネジメント実施の方法論の策定について

・ 6月13日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 教学の業務監査のあるべき機能とその実施体制およびチェックリストの検討と普及について

・ 8月29日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 教学の業務監査のあるべき機能とその実施体制およびチェックリストの検討と普及について

6. 内部監査委員会

・ 3月30日 第1回 於：JCII ビル

協議事項 1. 内部監査に関する今後のあり方について

7. 大学監査のあり方研究会

・ 1月19日 第1回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

・ 2月 8日 第2回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

・ 4月25日 第3回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

・ 5月18日 第4回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

・ 5月27日 第5回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

- ・ 7月29日 第6回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

- ・ 8月29日 第7回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

- ・ 9月26日 第8回 於：有限責任監査法人トーマツ 八重洲オフィス

協議事項 1. 大学監査のあり方について

8. 会計・財務委員会

- ・今年度は開催していない。

9. 広報委員会

- ・今年度は開催していない。

会議、研究会議並びに研修会等

- ・ 1月28日 内部監査研究会議 参加人員：17名

～大学の価値を高める評判を科学する内部統制と監査制度～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学を取り巻く環境は年々厳しさを増し、この変化の波に乗りながら大学の価値を向上させるために各大学法人は切磋琢磨しているが、苦労して築いてきた組織の価値やイメージも、不祥事とそれへの対応により一瞬にして水泡に帰すことは、民間企業を含む多くの組織の事例にみることができ、そこで、不祥事の発生を牽制し、凶らずも発生した場合の対応に関する内部統制環境が重要となってくる。また、組織の価値やイメージを正しく理解してもらうことは、大変難しく、この無形資産の価値向上を図ることと同時に伝えるマネジメントがあわせて必要となり、これらは無形であるがゆえに情緒的に考えられることが多いが、実は科学的にマネジメントしなければならず、当然にこれらの内部統制については監査する必要がある。よって、レピュテーショ

ンの毀損防止のために必要となる内部統制の考え方とレピュテーション向上のためのマネジメントと監査について学ぶこととする。

・ 3月 3日 財政課題研究会議 参加人員：19名

～学校法人会計基準改正の概要と今後の大学経営への影響～

於：東京理科大学 森戸記念館

平成25年の学校法人会計基準改正以後、日本公認会計士協会の学校法人委員会では従来公表してきた実務指針、委員会報告、研究報告等の見直しに着手し、現在ほぼ終了段階にあるが、当該作業においては消費収支計算書を事業活動収支計算書に置き換えるといったレベルの作業だけでも相当の工数を有したが、それだけでなく改正後の実務をえんかつに進めるという観点から全体的な見直しを行ってきたことに加えて、今後必要となる私立学校法監査との相違まで展開して解説していくこととした。

・ 3月 9日 監査課題研究会議 参加人員：26名

～大学価値向上に求められるサステイナブル思考と大学経営～

於：同志社大学 寧靜館

大学法人を取り巻く環境の大きな変化により、大学の活動様式は、従来の枠組みをこえてきており、それに伴い、監査範囲も拡大しつつあり、大学法人は、中長期的には、これらの環境変化に柔軟に対応していくため、新たな組織の枠組みの再構築を迫られているといえる。これらの状況をいち早くキャッチアップし大学価値の向上を追求していくためには、理事長の大学改革に対する強いリーダーシップとともに、サステイナビリティベース組織への転換、ダイバーシティ等、新しい概念への理解と対応が必要といえる。今回は、組織の社会的責任として構築すべきサステイナブル経営の視点とこれらに対応した大学監査のあり方、大学経営者が考える監査の先進的取り組み等について協議した。

・ 3月14日 内部監査研究会議 参加人員：23名

～監事・内部監査アンケートから浮かび上がる監査課題と経営課題のその解決の道～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学の価値創造を継続して行っていくためには、理事長・学長のいずれもがそれぞれのガバナンスを発揮した新しい経営視点が必要で、監査もこれらの視点にあわせた体制が必要と考え、行政への対応状況や監事の実効性に関するアンケート調査を実施するなどその動向の把握に努めて

いる。今回は、平成27年度に実施した監事監査アンケート、内部監査アンケートから読み解く経営と監査、さらに経営の課題とその克服方法について、公共性の高い民間企業で長きにわたり内部監査人として経営改善活動に携わるとともにシステム監査人として活動してきた専門家の視点から学ぶこととした。

・ 3月24日 内部監査研究会議 参加人員：19名

～内部監査担当者から見た内部監査職員のあり方～

於：東京理科大学 森戸記念館

平成27年3月に開催して好評だった「内部監査担当者から見た内部監査職員のあり方」をさらに深めようと企画したもので、加えて、内部監査室の管理者が自らの経験を通して考えるシンポジウムの要素を加え、さらに三様監査の一角である、私立学校振興助成法に基づいて会計監査を行う公認会計士が期待する内部監査人像も含めて語り合う機会とした。

・ 6月2日 監査課題研究会議 参加人員：31名

～伝統と革新を融合させた監査とは～

於：同志社大学 寒梅館

外部環境の大きな変化は、地球環境規模で物事をとらえ直すことが求められ、また、世界との競争の中にある日本を意識せざるを得ない状況を迎えており、大学の独自性・自由性といえどもその枠組みの中にあることを前提としなければならないという、今まで目を向けてこなかった視点が求められている。いわば、いかに視野を広く持ち、先を見て、大学としての役割をいかに果たしていくかを説明する責任も伴っているといえる。また、中長期的に見れば、大学の存在性までが懸念される状況が迫ってきており、これらの難局を乗り越えるためには、従来型の発想ではない新しい大学運営体制が求められ、監査体制もこれらを意識したものに变化させていく必要がある。今回は、民間企業では古くて新しい問題である社会的責任とそれを担保する情報の信頼性とこれらを具体的に展開するための教学マネジメントのあり方について協議をした。

・ 6月6日 教学監査研究会議 参加人員：49名

～大学経営における教学業務の監査の役割と実施法～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

教学業務の監査のあり方を考えるにあたっては、まず大学経営及び教育に求められていることと、その現状の問題点についての認識が必要で、それらをもとにしてはじめて、監査のあるべき姿を考えることができるということで、①今の大学経営と教学における問題点（解決が求められ

ていること)、②これらの解決のために大学経営と教学で整備・実施すべきこと、③この解決策の効果的実施のための各種の監査の役割分担、並びに④教学業務の監査の具体的な項目についての解説をもとに協議をした。

・ 6月16日 内部監査研究会議 参加人員：36名

～マイナンバーの実効性をあげるための監査～

於：東京理科大学 森戸記念館

特定個人情報の扱いについては、情報漏洩に対するリスクのみをやたらと煽り、国民を不安にさせるような情報も少なくなく、このような社会情勢の中、マイナンバー法の本質とその影響度、さらにマイナンバー制度で実施すべきガイドラインと監査対応を解説するとともに、効率化や経営体質の向上への実現などが求められている一方、広がっていく監査対象をどう見極め、大学経営上の「真の益」につなげていかなければならないかが問われているといえる中で、説明責任へのさらなる変革が求められている大学の将来を見通して、内部監査を通じての組織全体の活性化を図るべくゼロベース思考的アプローチ等による方法に着眼して内部監査を考察した。

・ 6月21日～23日

大学の経営改革研修会 参加人員：7名

～改革スタッフとしての実践力の養成～

於：下田東急ホテル

現在の大学組織における監査に求められているのは、単なる業務違反や不正支出の摘発だけでなく、現在の激変する環境の中で、大学経営者の経営戦略決定・遂行に役立つ監査こそが求められている、したがって、監査とは経営のための監査であるとともに、経営に対する監査であり、経営者に直結した経営のための経営管理手段である必要もある。そのためには、監査部門の質の高度化が求められ、そのスタッフには経営の基本手法の習得が必須で、今回の会議は、その中で最も重要な会計手法を財務会計だけでなく、管理会計手法まで具体例を交えながら実践的に習得し、これらとともに、大学経営、大学経営監査に最も重要と考えられる、すべての行為を善しあしにかかわらず、適切に開示するという「オープン」が、なぜ大学運営に必要かもあわせて学んだ。

・ 7月 4日 教学監査課題研究会議 参加人員：41名

～大学の説明責任を果たすための教学の業務監査のありかた～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

大学は社会のなかで孤立して存在しているわけではなく、社会の多くのステークホルダーとの関係でその社会的地位を確保し、健全な発展を目指して経営活動と教学諸活動が実施されている。このため、大学に対しては外部から各種の説明責任が求められている。これらの中で、各大学（とくに私立大学）が対応に注意を払うべき対象として、①私立大学等改革総合支援事業、②大学基準協会等認証評価機関による機関別評価、並びに③特定分野の教育のプログラム評価をあげて、外部からの評価に対する大学の適切な対処の中で、教学の業務に関する監査がどのような機能を果たすべきかについて考える機会とした。

・ 7月 8日 監査課題研究会議 参加人員：25名

～東芝の粉飾決算から大学監事の視点～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学を取り巻く環境は年々厳しさを増し、その変化の波に乗りながら大学の価値を向上させるために各大学法人は切磋琢磨しているが、苦労して築いてきた組織の価値やイメージも不祥事によって一瞬にして水泡に帰すことは、民間企業を含む多くの組織の事例にみることができる。①工事の進捗が遅延しているにもかかわらず、支払う、②請求書の発行を遅らせる⇒大学法人なら取引先の要望やこちらの都合、③工事費を他の工事に乗せる・付け替えるといった原価移動、④次年度事業とするために発注あるいは請求書の発行を遅らせる、並びに⑤実際取引金額より高い請求書を発行させ、差額をプール金とする。この5点を考慮し、私立大学等振興助成法で見抜けるのか、内部監査で気を付けるポイントは何かを考えてみることにした。

・ 7月14日 監査課題研究会議 参加人員：28名

～学校法人監査の課題～

於：東京理科大学 森戸記念館

これからの大学を考えると、大学はどうあるべきか、それにかかわって大学監査はあるべきで、どうあらねばならないのか、その効果と課題は何かを見極める必要があり、そのためにアカウンタビリティの解除としての「監査」はどうあらねばならないかを考えておかなければならない。今の状況では、大学の価値は高められるとはいえ、そこで、有効性の意義をもっと働かす考え方を取り入れていくべきであるといえる。以上のことから、学校法人監査の課題について、大学における会計基準の方向性、会計規準設定プロセスへの監事の関与及び財務情報と非財務情報の統合などの視点をもって協議した。

・ 7月25日 内部監査研究会議 参加人員：15名

～内部監査人はマネジメントシステムをどう理解するか～

於：東京理科大学 森戸記念館

IT、その専門性・特殊性にもかかわらず、情報システム部門に任せきりで、ITを装置管理の一環としてしかとらえていないことに起因しているところがあり、それがITガバナンスの視点が欠落していることにつながっているのではないかということで、今回は、内部監査人に知って欲しいITのリスクと活用等を中心に協議をした。

- ・ 8月 1日 監査課題研究会議 参加人員：36名
～「大学ガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」の「審議のまとめ」にみるガバナンスのあり方～

於：東京理科大学 森戸記念館

学校教育法の改正により、学長のリーダーシップと牽制というガバナンスが機能する体制が整えられ、国立大学法人の経営体制の環境整備が加速された。これらの改革は、極めて速い意思決定を要求される民間企業に倣ったもので、世界の中で国立大学法人が伍していくために、世界の大学のガバナンス体制等に追いついていく道筋ともいえる。一方、昨今の日本を代表される企業不祥事は、最新の内部統制思想が取り入れられているにもかかわらず発生している。このことは、これらの監査を生かすも殺すもまさに、組織のガバナンスしだいということの意味している。以上の2点を踏まえ、大学のガバナンス改革の推進方策について協議をした。

- ・ 8月 3日 内部監査研究会議 参加人員：20名
～競争的資金は、獲得段階から一貫したマネジメントが必要である～

於：東京理科大学 森戸記念館

今、大学では支出の適切性と説明責任を図る仕組みの構築等、経営効率や品質の向上の実現などが求められ、このため監査に対する期待も広範になってきており、監査の対象の見極め、監査手法の高度化・実効性ある監査の取り組みの推進を通じて大学経営上の「真の益」につなげる役目も期待されているといえる。まさに大学として内部監査とどのように向き合っていくのかが問われているといえる。このような視点に立って、公的研究費の管理・監査体制を見ると、単にガイドラインを不正の防止のためのシステムだけにとどめるだけでなく、大学にとって真の内部統制とは何かを見極め、ガイドラインをマネジメントの要として活かしきるための仕組みを構築していくことが重要であるといえる。文部科学省が求める公的研究費の執行管理・監査に関するべき体制を踏まえた上で、その際の牽制機能を含む内部統制とはどのような仕組みであるのか

を明らかにし、不正の芽を事前に積んでいくシステムをいかに構築するかを協議した。

- ・ 8月 5日 監事会議 参加人員：21名
～監事機能の経営への活かし方

於：芝浦工業大学 芝浦キャンパス

文部科学省は、自主・自律的に機動的大学経営を行うことにより、大学自らが付加価値を高め、力を自ら生み出す体制づくりができるよう、理事会・評議員会・監事の役割を明確化、学長のリーダーシップと権限委譲の明確化等私立学校法、学校教育法等の改正を行う等整備を進めているところである。監事の役割については、従来、経営者の専横的経営に対する内部統制機能の評価に軸足が置かれていた感があり、単に経営者や理事会の監視にとどまらず、大学経営や学校運営に対して、第三者的見地から大学価値向上のために積極的に意見を述べていく等、ファシリテート機能が求められているが、私学におけるその実態は、大きく変わったといえない現状であったが、最近、学校法人の中には、これらの改正趣旨を前向きにとらえ、監事機能を活性化させ、経営に活かしている学校法人の実態に光を当て、これからの監事機能の経営への活かし方について議論をした。

- ・ 8月 8日 監査課題研究会議 参加人員：36名
～大学法人における監事の真の役割について

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

学校法人の経営者の監事への意識が本来求められている監事監査機能の発揮を阻害することにつながり、監事自体の認識も大学法人そのものの特性を十分に把握できずに機能を果たそうとすることから、監事監査機能が外形的になり、一考にガバナンス機能等の強化を含む経営改革に貢献しないといった悪環境に陥っている。また、教育の特殊性と自主性・自律性の名のもとに大学経営の近代化に対して正面から対峙してこなかったことも、多くの学校法人が、国公立大学法人の後塵を拝している元凶の一つとなっている。このような中、日本の大学の中で、学校法人はどのようにあらねばならないのか、大学価値を向上させていくためには、国立大学法人を超える大学経営と価値の向上を図る必要があるが、監事は何をしなければならないのか、監事個人の専門性だけに頼っていてよいのかといった様々な問題に直面している。そこで本来、監事が認識しておかなければならない基本的事項について、行政の視点と学校法人経営者のそれぞれの視点から①現在の大学の特性、②世界の大学事情、③大学の経営とガバナンス、④大学経営と監査の範囲と役割等について、基本的事項から大学特性を踏まえた監査の方法までを学び、学校法人の監事なら絶対に知っておくべきこと、疑問に思っているが、いまさら確認できない事項等について解

説するとともに、大学改革を効率的に進めるための監事の果たすべき役割についてまでを、大学価値をさらに向上させていく第一歩は、「監事の現状を踏まえた新しい視点から」考察をした。

- ・ 9月 1日 監査課題研究会議 参加人員：23名
～「大学ガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」の「審議のまとめ」と大学ガバナンスの道筋～

於：立命館 大阪梅田キャンパス

国立大学法人のガバナンス改革が今後どのように進められていくかを見た、「大学ガバナンス改革の推進方策について」は、公立大学法人へのガバナンス改革へとつながっていく一方、経営の近代化が最も遅れている組織といわれている学校法人にとってもガバナンス改革は避けて通れない重要事項であることは間違いなく、今後、日本の大学法人が進むべき大学改革の中でのガバナンス改革について、提言が持つ問題点を明らかにすることにより、真に機能する監事とはどのようなものなのか、変化を遂げつつある国立大学のガバナンス改革の中に潜む、私立大学経営におけるガバナンス改革の種を感じ取ることを目的に協議をした。

- ・ 10月 5日 内部監査研究会議 参加人員：28名
～内部監査に必要な分析手法と発想法～

於：東京理科大学 森戸記念館

業務を客観的に把握するために、①業務分析（工程分析）、②マネジメントシステム分析（要求仕様（品質）・決裁基準）、③内部統制機能分析（牽制機能）、④会計規準適合性仕訳分析等について解説するとともに、「監査（分析）結果のまとめ」段階で必要となる原因系の分析や解決策を策定する際に必要となる発想の転換や客観的に外部を見る目を養うゼロベース・WHY、仮設・原理則などのフレームワーク思考等と一時的な是正系措置と恒久的再発防止策を検討する手順を学んだ。

- ・ 10月 12日 会計監査課題研究会議 参加人員：16名
～財務諸表監査の役割の明確化

於：東京理科大学 森戸記念館

- ・ 11月 16日 会計監査課題研究会議 参加人員：19名
～内部監査の機能強化～

於：東京理科大学 森戸記念館

- ・ 12月 20日 会計監査課題研究会議 参加人員：21名

～監事制度見直しの方向性～

於：東京理科大学 森戸記念館

公認会計士が実施する財務諸表監査は、対象となる財務諸表（学校法人においては計算書類）の訂正性に関する意見表明を目的として行われるため、財務諸表監査におけるリスクとは、適正とは言えない財務諸表に対して誤って適正意見を表明してしまうことである。このようなリスクを合理的な水準まで軽減するためには、公認会計士は法人全体の統制環境や業務プロセスにおける内部統制の有効性を評価することが求められている。公認会計士は、内部統制やガバナンス等の組織や業務のあり方の適否について意見を述べるものではないが、財務諸表監査を通じて、これらについて一定の知見を有するといえる。3回に分けて、大学監査の実施主体別に、それぞれの監査が今後求められる方向性を検討した。

・10月25日 監査課題研究会議 参加人員：27名

～大学法人における特定個人情報の適正な取扱いについて～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

「行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月公布）」が平成27年10月1日から施行となり、マイナンバーに関する業務は、個人情報を取り扱うこと、個人番号が付与された個人情報を取り扱うことから、日常業務の中でも特に、情報漏洩等について慎重であることが要求されること、特定個人情報の取扱いについて行政からガイドライン（特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで法的拘束力がない）が示されていることもあり、的確なマネジメントが求められている。マイナンバー制度について危機感を持って、大学法人全体の問題として考えてみた。

・10月28日 教学監査課題研究会議 参加人員：22名

～大学の価値を決定する質保証マネジメントシステムのあるべき姿と、その監査の視点～

於：東北学院大学 土樋キャンパス8号館

内部監査と監事監査は、いずれもこれらの大学の価値向上の活動におけるマネジメントシステム上の問題点を指摘することで、法人の持続的発展に貢献することを目的としている、しかしながら、戦略計画の達成はその大部分を教学諸活動の成果に負っているため、内部監査と監事監査ではいずれも、教学部門の業務のマネジメントが適切に行われているかどうかの監査が必須となってくる。そこで、大学の質保証のためのマネジメントシステムのあるべき姿と、これを支援する監査の本質を探った。

・ 1 1 月 1 1 日

監査課題研究会議

参加人員：40名

～大学の自主的改革サイクルとしての内部質保証と大学監査
のあり方～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

本来、質保証のマネジメントシステムは、設置者である学校法人自らが大学に要請すべき事項であることは言うまでもなく、この質保証マネジメントシステムが機能しているかどうかを監査するのも大学監査機能の一つとして意識すべき重要事項である。多様な大学が自ら掲げる目標に向けて教育活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取り組みを踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取り組み（いわゆる内部質保証）を基本とすることを前提に各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度に転換するまで一貫して質保証に関するその充実が求められており、各大学は、従来にも増して質保証のマネジメントシステムを進める必要がある。監査においてもこれらのマネジメントシステムが意思決定システムや内部統制機能を含めて機能しているかを評価する視点がいままで以上に求められてきている。大学の価値向上を普段に進めていくためには、その基本となる大学の教育研究の質保証の仕組みや教育体系と方法がその核となることは言うまでもない。そこで、大学の質保証のためのマネジメントのあるべき姿と評価基準としての日本学術会議策定の「分野別の教育課程編成上の参照基準」の活かし方、これらの環境の中で大学監査に必要となる監査視点・監査基準等について協議をした。

・ 1 1 月 2 4 日

会計監査課題研究会議

参加人員：19名

～大学価値向上に寄与するこれからの会計監査人監査～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

これからの学校法人は他の大学法人等を含む、世界の大学との競争関係の中で、建学の精神に基づいた大学運営が求められており、経営の高度化が強く求められている。このような中で、本来、監査の求められていたはずの監査を通じて経営に寄与する視点への回帰が必定であり、すなわち、監査に投資することは、大学経営に価値向上をもたらすことに他ならず、その監査プロセスには、意思決定プロセスの妥当性についても重要な監査項目として含まれており、方法論として大学の政策の内容とその決定プロセスが精査されるということを経営部門はもとより、各執行部門も強く認識する必要があるということを協議をした。

・ 1 1 月 2 9 日

監査課題研究会議

参加人員：11名

～大学経営戦略の監査に求められるマーケティング視点～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学経営においては、建学の精神をブレークダウンさせた「ミッション（使命）」が根幹となる。大学は自ら持っているポテンシャルを、強み・弱みを含めて客観的に把握する必要がある、これは、大学に限らず、あらゆる組織活動にとってマーケティング上、必須である。マーケティングを重視した組織を、組織活動を支える指揮命令系統や権限と責任といったメカニズムまでを統合して捉え直すことで再設計する必要がある、加えて、組織活動自体をモニターする仕組みの整備も重要である。そこで、「大学経営戦略の監査に求められるマーケティング視点」をテーマとして協議をした。

・ 1 2 月 5 日 監査課題研究会議 参加人員：39名
～大学における内部監査及び内部統制はいかにあるべきか～

於：東京理科大学 森戸記念館

「大学における内部監査及び内部統制はいかにあるべきか」をテーマで、まず、会計検査院の指摘型監査の動向を踏まえて、経営並びに監査にかかわる課題の研究、内部監査における実務上の隘路・問題点の発見、監査実務の方法・監査結果に対する具体的な改善方法等の究明について考えていくこととした。次に、内部統制について、会社法においては、上場・非上場にかかわらず、一定規模以上の大会社に対して「内部統制システムの基本方針」を定めることを義務付けており、その「内部統制」を行うべき対象も、「企業の業務全般」としている。これに対して。金融商品取引法は投資者保護を重点的柱としていることから、上場会社等に対する開示規制がその基本となっており、「内部統制」を行うべき対象も、財務情報の適正化に焦点を絞ったものとなっている。このため「内部統制」の開示についても、会社法では「事業報告」の中で株主に対して、開示されるが、金融商品取引法では、「内部統制報告書」として投資家・市場全体に対して開示が行われる。監査についても、会社法では、監査役（会）、監査委員会による監査で、金融商品取引法では、監査法人による監査が義務付けられている。このように民間企業においても企業規模等によっては、その存在の公共性が高いとみなされ、正しい企業の活動報告書の作成と内部統制の開示、すなわち説明責任が強く求められている。いま、大学法人に振り返ってみると、その公共性と公益性は、次世代を担う人材の育成であることから民間企業をはるかに超えた高いものであるといえる。特に計算書類の信頼性については、私立学校振興助成法を超える視点、すなわち金融商品取引法が求める内部統制基準と同様の水準が求められると同時に、監事が行う私立学校監査についていえば、会社法が求める内部統制システムに関する監査をはるかに超える監査水準が求められると考えられる。そこで、金融商品取引法・会社法それぞれが求める内部統制監査の基本的考え方から、大学法人が個々に計算書類の信頼性と組織運営の信頼性の両方に資する監査基準

につなげることができるのではないかということを考える機会とした。

・ 12月12日 監査課題研究会議 参加人員：11名

～複合的手法による大学ガバナンス向上

—法的規制と大学ガバナンスコード—

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

今日、少子高齢化やグローバル化等の大学を取り巻く環境の変化に伴い、大学改革を進める基盤としての「大学ガバナンス」の向上・強化が重要な課題となっており、その手法として、法的規制（いわゆる「ハード・ロー規制」）とソフト・ロー（大学版ガバナンスコードを複合的に用いる考え方を紹介し、協議をした。

・ 12月14日 内部監査研究会議 参加人員：21名

～外部の牽制機能の活かし方～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

研究費を適正に管理するだけでなく、有効かつ効率的に活用し、研究成果を社会に還元していくために、文部科学省が平成19年に策定し、平成26年に改正した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況について文部科学省がガイドラインに基づいて毎年実施している「体制整備等自己評価チェックリスト」結果をもとに、各大学の新しい取り組み等について機会を持つこととした。

・ 12月15日 教学監査研究会議 参加人員：9名

～大学の社会的価値向上と認証評価に必須の質保証マネジメントシステムのあるべき姿と、その監査の視点～

於：上智大学 中央図書館・総合研究棟

平成28年3月に公表された中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議のまとめ）」によれば、「教育研究活動についてもその質的改善を中心とした認証評価への転換を図ることとするが、大学の多様性を重視し、大学が自ら掲げる目標に向けて教育活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取り組みを踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取り組み（いわゆる内部質保証）を基本とすることを前提に、各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度に転換する」として改善に向けた方策の基本的考え方を示した。このため各大学は、従来にも増して質保証のマネジメントシステムの充実が求められることとなり、その対応に追われているところであるが、監査においても自己点検評価や内部質保証

のマネジメントシステムが意思決定システムや内部統制機能を含めて機能しているかを評価する視点がいままで以上に強く求められてきているといえることから、「大学の社会的価値向上と認証評価に必須の質保証マネジメントシステムのあるべき姿と、その監査の視点」をテーマとして、協議をした。

刊行物

- ・大学監査協会ニュース No.8

【研究成果】

- ・大学における内部統制に関する基準の改正
- ・内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）の改正
- ・大学監査は、マネジメントシステムの評価である

【事業計画書】（平成28年度）

当協会の設立趣旨に鑑み、教育研究の質を担保する「大学法人の経営の質の向上」に必要なガバナンスの強化と経営の透明性の向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 大学監査及び関連する諸分野についての理論及び実務の研究を推進する。
2. 大学監査に携わる監事、内部監査担当者による監査の質と専門的能力の向上、監査の実効性の向上を図るとともに、会計監査人を含む三者間の交流を促進する。
3. 大学監査実務の強化・充実のための大学監査に関する諸指針・マニュアル等の作成と知識の普及をする。

上記の基本方針を踏まえ、下記の3課題（中長期事業目標）に取り組む。その際、「社会的責任に関する手引き：ISO26000（Guidance for social responsibility）」を指針とし、組織の価値向上に資する監査をいかに確立するかを踏まえ、平成28年度の事業計画を推進する。

1. 大学監査の実態の把握、実務への導入推進への取り組み、実践化に向けての支援
2. 大学監査の質向上
3. 大学監査の質保証

I. 三様監査の実効性の向上のための研究会議の実施

監事、内部監査担当者及び会計監査人による三様監査の実効性の向上及び監査実務の普及と向上を目的として、監事会議をはじめとする以下の諸会議等の活動を企画・立案し、実施するとともに、三様監査に直接関連する重要な法令や通達について解説の機会を設ける。

1. 監事会議

監事は大学ガバナンスの中心的な存在であり、課せられた責任を十分果たすことが求められる。本会議は、監事を対象に、監査の質の向上をめざし、その上で監事としての職責を果たし、監査の理論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、会計監査人と監事との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として開催する。

以上のことを推進するため、少なくとも年間3回（6月上旬、8月上旬、11月下旬他）の会議を開催する。

2. 大学ガバナンス会議

大学監査が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営のあり方（ガバナンスのあり方、マネジメントの導入その他）が問われる。本会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、監査に耐えうるようにするために、大学法人の監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方を討議し、ユニバーシティ・ガバナンスの強化に資することを目的として開催する。

以上のことを推進するため、年間3回（3月下旬、7月上旬、10月上旬）の会議を開催する。

3. 教学監査研究会議

本協会では、「大学監査のあり方研究会」を設置し、戦略的経営の中での監査の役割、及び現状からそれに至る道筋について、協会内での大学監査の考え方の共有を進めている。

本研究会議では、上記研究会の結果に基づいた教学監査委員会での教学監査基準の改定をもとに、下記の内容についての認識を深める研究会議を開催する。①戦略計画を各種監査がどのように支援するのか、またそれに至る道筋、②教学の監査に関し、監事監査と内部監査における、教学業務に対する妥当性監査の内容と、それを具現化した教学監査基準の解説

以上のことを推進するため、年間3回（6月上旬、8月上旬、11月下旬）の会議を開催する。

4. 内部監査研究会議

本会議は、内部監査担当者を対象に、①内部監査担当者に求められる資質の研究、②内部監

査の理論と実務の体系的な講習、③経営並びに監査にかかわる課題の研究、④内部監査の実務上の隘路・問題点等の発見・解決、⑤監査実施の方法、監査結果に対する具体的な改善方法などの究明、⑥内部統制を基軸とする内部監査の進め方、⑦内部監査人として知っておくべき重要課題の把握などを、内部監査担当者並びに監事スタッフ相互の情報・意見の交流を目的として開催する。その際、本協会が作成した内部監査基準、チェックリスト等大学の内部監査の枠組みについての理解を得ることを目指すとともに、WHAT型思考からWHY型思考へ仮説立案力と仮説検証力を磨くフレームワーク思考ないしゼロベース思考の実習を通じて内部監査スキルの一つである問題解決手法を学ぶ取り組みを合わせて行う。

以上のことを推進するため、年間6回（3月下旬、5月下旬、7月上旬、9月上旬、11月中旬、12月上旬）の会議を開催する。

5. 会計監査課題研究会議

大学を取り巻く環境の変化に対応するための経営改革、特に財政改革の必要性から、現行の大学法人にかかわる会計基準を踏まえた問題点・課題等の解決、大学経営の現実を厳しい目で冷徹に見て問題点を発見する訓練、その対策を徹底的に考え抜く力の養成、リーダーシップを発揮して必要な改革をやり抜く力を身につけるために、監事、財務・企画担当の理事、内部監査担当者、財務担当者、経営企画担当者等を対象として、その力量向上を目指す。大学における会計基準の方向性、会計基準設定プロセスへの監事の関与及び財務情報と非財務情報の統合などの視点を学ぶことを通して、大学のガバナンスの強化とサステナビリティに資することを目的に本会議を開催する。

以上のことを推進するため、年間4回（6月上旬、7月中旬、9月中旬、11月上旬）の会議を開催する。

6. 監査課題研究会議

本会議は三様監査を進める上での問題点・課題について研究し、討議する。その際、これまでの各委員会での検討内容を参考に活用する。

以上のことを推進するため、年間6回（3月中旬、6月上旬、7月中旬、9月中旬、11月上旬、12月中旬）の会議を開催する。

7. 大学内部監査能力養成プログラム

大学のリスク対応能力を向上させ、より健全な大学の実現に向けて、質的に「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、専

門知識と監査遂行のための方法論の修得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを組む。

以上のことを推進するため、年間2回（3月に2日間、9月に2日間を別々に）のプログラムを開催する。

II. 機関誌その他の図書の刊行

大学監査に携わる関係者に対する情報提供及び監査に関連した報告書等、監査事例の紹介、等を掲載した本協会の機関誌及びその他刊行物を刊行する。

III. 大学経営の質向上にかかる研究

大学監査の機能の充実およびその質の保証を通じて、大学経営の質の向上が図られるよう、大学における監査システム及びそのあり方等について研究する。監査のポイントは、重大なリスクに対応する適切な統制が業務に組み込まれているか、そしてそれがいかに機能しているかである。したがって、以下の9委員会において、これまでの研究結果に基づき、さらに監査に関する指針、関係各界への建議または答申等を取りまとめる。また、各委員会間の交流を図り、研究成果の体系性をめざす。

1. 企画委員会

- (1) 当協会の事業運営のあり方を協議し、その結果を理事会に提示する。
- (2) 各種委員会の検討内容の調整を行うとともに、各研究会議及び研究会における企画内容についても検討を行う。その際、大学にとって、各種の監査にかかわる基準が何を意味するのかを明確にするとともに、研究成果の体系性を図る。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。
- (3) 次年度の事業計画案を策定する。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

2. 大学ガバナンス委員会

- (1) このたびの学校教育法等の改正を機に、大学ガバナンスのあり方が改めて問われていること、また、本協会のこれまでの諸活動の基底に一定の大学ガバナンスのあり方、概念等を想定していても、その内容について包括的で明確な定義をしていないことから、本協会の今後

の事業推進のために、大学ガバナンスの定義を明確にすることとし、本協会のこれまでの活動の実績を踏まえ、改めてガバナンスとは何か、また大学ガバナンスのあるべき姿とはどのようなものであるかを、大学監査の立場から検討を加える。

- (2) 健全な内部統制システムの構築と維持は不作為の結果責任を問われるトップにとっては必置の仕組みであり、また、三様監査の実をあげるための前提条件であって、大学法人のガバナンスを強化するために不可欠であることから、大学監査の立場から検討を加える。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

3. 監事監査委員会（名称変更）

- (1) 大学法人の健全な維持・発展のための監事の役割・責任を果たすために、監事監査・内部監査・会計監査人監査の連携を考慮に入れ、大学監査のあり方を研究する。その際に、大学法人における監事監査基準、監事監査マニュアル、監事監査計画、監事監査調書、監事監査チェックリストの実用化を図る方策を研究する。
- (2) 業績の信頼性の保証としての監査に関する基準の策定を行い、その上で監事監査について公益性を前提に進化させていく。その際、監事監査の品質管理基準の策定を試みる
- (3) ①意思決定、②理事者に対する適正な業績評価、③理事者による不適切な業務執行の予防法ないし早期是正、④適正な事業評価及び⑤リスクマネジメント体制、内部統制の有効性の維持の5つ論点の検討を通して、監事監査の向上方策を研究する。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

4. 内部統制委員会

- (1) 大学の持続的発展を可能とするガバナンスの向上のためには、IR(Institutional Research)を踏まえた経営者の適切な意思決定が必要であり、このことを支える信頼度の高い内部統制システムの構築に向けた研究を進める。
- (2) 大学法人における内部統制監査のあり方を研究する。
- (3) 平成27年度に改正した大学法人における内部統制基準を踏まえて、内部統制チェックリストの改正を行う。
- (4) リスクマネジメントと内部統制の有効性評価ツールの策定を行う。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

5. 教学監査委員会

本協会では「大学監査のあり方研究会」を設置し、大学の健全な発展をめざした戦略的経営

の中での、下記のような監査の役割、及び現状からそれに至る道筋について、協会内での思想の共有を計画中である。

- ①大学の戦略的経営を成功させるための、各種監査の役割、
- ②教学諸活動により大学が発展するために、各種監査に含まれる、業務（教学を含む）の妥当性監査の部分が果たすべき役割、これにより、本協会の監事監査、内部監査、教学監査の各委員会で独立に開発してきた基準を、統一的な監査体系として構築し直すことが可能となる。この結果に基づいて、下記の検討を実施するため、委員会を逐次開催する。①戦略計画における教学に関する監査の役割 ②監事監査と内部監査における、教学業務に対する妥当性監査の内容 ③それらの具現化のために、本委員会で作成した教学監査基準の改訂 ④現状からこの教学監査基準に沿った監査実現に至る道筋

6. 内部監査委員会

- (1) 平成24年度に作成した大学法人における内部監査の定義、大学内部監査人に求められる資質、内部監査基準、内部監査実施の基本手順、内部監査実施のフローチャート、内部監査実施のチェックリストをもとに、経営リスク体系、リスクマップ、リスク発生可能性・影響度測定表並びに分野別内部監査留意事項等をさらに研究し、深化させるとともに、大学内部監査実施要領を作成し、それらの加盟大学への普及を図る。
- (2) 内部監査の有効性向上をめざし、大学の内部監査の枠組みの深化を通して「大学内部監査能力養成プログラム」の実質化・進化を図る。
- (3) 大学内部監査担当者の便宜を図るため、具体的事例を包括的に網羅する大学内部監査事案研究集を作成するとともに、その実務への普及を図る。
- (4) 内部監査人の適格性の評価ツールの策定を行う。
以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

7. 大学監査のあり方研究会

- (1) 本協会は、この数年にわたり策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等の策定、具体的な「監査計画」の標準的なモデル（雛形）並びに監事監査調書の例の提示、監事監査の改善方策の提示、「大学監査の在り方と充実・強化に関する提言」等をもとに、これまでの各委員会の議論を統合し、大学監査のあり方を策定する。
- (2) 上記の策定過程において、大学監査のフィロソフィの構築、大学監査の体系化の策定を行う。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

8. 会計・財務委員会

- (1) 会計監査を中心に、大学法人における財務報告の信頼性と経営の透明性の向上にかかわる会計・財務に関する事項について研究する。
- (2) 大学法人における会計の今後のあるべき方向性とそれにまつわる諸問題について、管理会計の視点をもって研究する。その際、大学会計を有効に機能させるための管理会計システム構築に向けての研究を行う。
- (3) 大学監査としての業績監査におけるリスク体系の整理と業績測度の策定を行う。
- (4) ISO26000 及び GRI ガイドライン(サステナビリティ・レポート・ガイドライン)等を取り入れた社会的責任にかかるあるべき大学法人の情報開示について研究する。その際、開示書類のガイドラインの設定を行う。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

9. 広報委員会

- (1) 機関誌「大学サステナビリティ研究」並びに「大学監査協会ニュース」を通じ、三様監査のありよう、実務等に関する幅広い情報を会員各法人及びその担当者に提供する。
- (2) 本協会ホームページ等を通じた広報活動の拡充を図る。

以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

【会員の増減】

入・退会の状況

区 分	平成27年度	平成28年度	入 会	退 会
法 人	133	133	4	4
個 人	10	10	1	1
計	143	143	3	3

【平成28年12月31日現在の会員名簿】

法人会員					
1	愛知学院	28	京都精華大学	55	城西大学
2	愛知大学	29	京都橘学園	56	上智学院
3	青山学院	30	京都薬科大学	57	聖徳学園
4	朝日大学	31	近畿大学	58	昭和女子大学
5	麻布獣医学園	32	金城学院	59	真宗大谷学園
6	亜細亜学園	33	久留米大学	60	駿河台大学
7	あずさ監査法人	34	恵泉女学園	61	聖学院
8	跡見学園	35	県立広島大学	62	成蹊学園
9	幾徳学園(神奈川工科大学)	36	光華女子学園	63	清泉女子大学
10	茨城キリスト教学園	37	高知県公立大学法人	64	西南学院
11	岩手医科大学	38	神戸学院	65	聖マリアンナ医科大学
12	梅村学園(中京大学)	39	神戸女学院	66	清稜監査法人
13	永和監査法人	40	國學院大學	67	梅檀学園(東北福祉大学)
14	追手門学院	41	国際基督教大学	68	創価大学
15	大阪医科薬科大学	42	国際総合研究所	69	園田学園
16	大阪学院大学	43	国際武道大学	70	大正大学
17	大阪産業大学	44	国士館	71	大東文化学園
18	学習院	45	産業医科大学	72	太陽有限責任監査法人
19	神奈川大学	46	産業能率大学	73	拓殖大学
20	関西医科大学	47	慈恵大学	74	中央大学
21	関西大学	48	静岡文化芸術大学	75	中部大学
22	関西学院	49	実践女子学園	76	津田塾大学
23	関東学院	50	芝浦工業大学	77	鶴学園(広島工業大学)
24	北里研究所	51	修道学園	78	帝京大学
25	京都学園	52	秀明学園	79	帝塚山学園
26	京都産業大学	53	十文字学園	80	天理大学
27	京都女子学園	54	順天堂	81	東海大学

82	東京医科大学	105	兵庫医科大学	128	立正大学学園
83	東京女子医科大学	106	広島女学院	129	立命館
84	東京電機大学	107	福岡大学	130	龍谷大学
85	東京薬科大学	108	藤田学園(藤田保健衛生大学)	131	早稲田大学
86	東京理科大学	109	佛教教育学園	132	渡辺学園(東京家政大学)
87	同志社	110	文京学園	133	和洋学園
88	東北学院	111	文教大学学園		
89	東北工業大学	112	法政大学		
90	東北文化学園大学	113	松山大学		
91	東洋英和女学院	114	宮城学院		
92	東陽監査法人	115	民間外交推進協会		
93	東洋大学	116	武庫川学院	個人会員	
94	獨協学園	117	武蔵野美術大学	1	奥島 孝康
95	トヨタ学園	118	名桜大学	2	大田 修
96	南山学園	119	明治学院	3	梶間 栄一
97	日通学園	120	明治大学	4	菊地 裕明
98	日本医科大学	121	名城大学	5	佐藤 真太郎
99	東京家政学院	122	明星学苑	6	月田 陽子
100	日本工業大学	123	桃山学院	7	西野 芳夫
101	日本女子大学	124	山梨英和学院	8	八田 英二
102	根津育英会武蔵学園	125	有限責任監査法人トーマツ	9	松本 香
103	ノートルダム女学院	126	横浜商科大学	10	宮川 博光
104	白鷗大学	127	立教学院		

【役員名簿】(平成28年12月31日現在)

会 長 (理事)	奥 島 孝 康	白鷗大学	大学長
副会長 (理事)	高 祖 敏 明	上智学院	理事長
副会長 (理事)	八 田 英 二	同志社	前理事長・元大学長
理 事	赤 松 徹 真	龍谷大学	大学長
〃	池 内 啓 三	関西大学	理事長

理	事	臼井正彦	東京医科大学	理事長
	〃	カレッジ・シヤフナー	西南学院	大学長
	〃	木南英紀	順天堂	学長特別補佐
	〃	鎌田 薫	早稲田大学	総長
	〃	酒井正三郎	中央大学	大学長
	〃	坂口吉一	國學院大學	理事長
	〃	重松博之	会計検査院	顧問
	〃	高橋清昭	東北学院	常任理事
	〃	長田豊臣	立命館	理事長
	〃	ハス ユーゲン・マルクス	南山大学	理事長
	〃	平尾光司	昭和女子大学	前理事長
	〃	山田清志	東海大学	大学長
	〃	吉岡俊正	東京女子医科大学	理事長
	〃	赤坂雄一	大学監査協会	事務局長
監	事	大田原真美	民間外交推進協会	アドバイザー
	〃	松本 香	公認会計士	

【委員会委員名簿】

企画委員会		
委員長	尾崎 安央	早稲田大学大学院 法学学術院教授
委員	植草 茂樹	農林漁業成長産業化支援機構 投融資本部統括部部长
〃	工藤 一彦	東京電機大学 学長室特別専任教授
〃	鈴木 康洋	弁護士
〃	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	西川 幸穂	立命館人事部長

大学ガバナンス委員会		
委員長	西野 芳夫	関東学院大学 名誉教授
委員	佐藤 信行	中央大学 法科大学院教授
〃	杉浦 宣彦	中央大学 大学院戦略経営研究科教授

〃	鈴木 康洋	弁護士
〃	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	宮田 永生	公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩 アドバイザー
〃	鳥山 恭一	早稲田大学大学院 法学学術院教授
〃	百合野 正博	同志社大学 商学部教授

	大学監査委員会	
委員長	百合野 正博	同志社大学 商学部教授
委員	大熊 俊也	新日本有限責任監査法人 シニア
〃	鈴木 康洋	弁護士
〃	津村 玲	永和監査法人代表社員
〃	原 秀敬	新日本有限責任監査法人 パートナー
〃	星野 雄滋	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	南 成人	仰星監査法人 副理事長
〃	山口 更織	有限責任監査法人トーマツ パートナー

	内部統制委員会	
委員長	尾崎 安央	早稲田大学 法学部教授
〃	柿崎 環	明治大学 法学部教授
〃	小出 康之	立教学院 常任監事
〃	小松 義明	大東文化大学 副学長・経営学部教授
〃	早乙女 徹	芝浦工業大学 専務理事
〃	星野 雄滋	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	吉川 高史	新日本有限責任監査法人 パートナー

	教学監査委員会	
委員長	工藤 一彦	東京電機大学 教育改善推進室 アドバイザー
委員	杉崎 正彦	國學院大學 教学事務部長
〃	利根川 昭	東海大学 理学部教授 評価室長
〃	鳥山 恭一	早稲田大学大学院 法学学術院教授

〃	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	松本 聡	芝浦工業大学 教授
〃	山本 誠	東京理科大学 副学長
〃	百合野 正博	同志社大学 商学部教授
〃	吉岡 俊正	東京女子医科大学 理事長
〃	川崎 朝夫	昭和女子大学 監事

内部監査委員会		
委員長	秋坂 朝則	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科教授
委員	尾崎 安央	早稲田大学大学院 法学学術院教授
〃	赤池 知広	新日本有限責任監査法人 マネジャー
〃	池田 幸一	早稲田大学 調査役
〃	古閑 宣仁	エムエスコポーレーション 監査役
〃	両角 晋一	芝浦工業大学 監査室長
〃	山本 雅和	昭和女子大学 監査室長

会計・財務委員会		
委員長	岡村 勝義	神奈川大学 経済学部教授
委員	伊藤 嘉基	永和監査法人 公認会計士
〃	大柳 康司	専修大学 経営学部教授
〃	玉川 聡	東洋監査法人 監査第一部副部長
〃	三浦 信靖	東京電機大学 経理部課長
〃	山口 更織	有限責任監査法人トーマツ パートナー

広報委員会		
委員長	西川 幸穂	立命館人事部長
委員	萩 慎太郎	國學院大學 総合企画部広報課主任
〃	山内 憲男	東京家政学院 中学高等学校事務室長

	大学監査のあり方研究会	
委員長	百合野 正博	同志社大学 商学部教授
委員	奈尾 光浩	有限責任監査法人トーマツ パートナー
〃	尾崎 安央	早稲田大学大学院 法学学術院教授
〃	工藤 一彦	東京電機大学 学長室特別専任教授
〃	秋坂 朝則	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科教授
〃	山本 雅和	昭和女子大学 監査室長